

鳴門教育大学就職委員会規程

平成16年 4月 1日

規程第 71 号

改正 平成19年 3月23日規程第38号
平成20年 3月17日規程第30号
平成22年 3月24日規程第48号
平成23年 3月10日規程第10号
平成28年 2月10日規程第13号
平成29年 3月 8日規程第55号
平成31年 3月13日規程第49号
令和 元年11月27日規程第97号
令和 2年 3月19日規程第35号
令和 4年 3月 9日規程第22号

(設置)

第1条 鳴門教育大学の学生の就職指導等に関し、その円滑な実施を図るため、鳴門教育大学就職委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(組織)

第2条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 学長が指名する副学長
- (2) 心理臨床コース及びグローバル教育コースを担当する教員から各1人
- (3) 教科・総合系の各コースを担当する教員から各1人
- (4) 特別支援教育コース及び幼児教育コースを担当する教員から各1人
- (5) 教員養成特別コースを担当する教員から1人
- (6) 学校教育学部教務委員会委員から学長が指名する者 1人
- (7) 教員就職支援チーフアドバイザー
- (8) 教務部学生課長
- (9) その他学長が必要と認めた者

2 委員会にオブザーバーを置き、学長が指名する副学長をもって充てる。

(任期等)

第3条 前条第1項第2号から第5号に規定する委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第1項第6号及び第9号に規定する委員の任期は、学長が別に定める。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、副学長をもって充て、副委員長は、委員の互選によって定める。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(審議事項)

第5条 委員会は、次に掲げる全学的事項を審議する。

- (1) 就職についての方針に関する事項
- (2) 就職相談、指導、紹介、あっせんに関する事項

- (3) 就職先の開拓に関する事項
 - (4) 就職活動の連絡調整に関する事項
 - (5) 内部質保証に関する事項
 - (6) その他就職に関する事項
- (議事)

第6条 委員会は、委員の3分の2以上の者が出席しなければ、議事を開くことができない。

2 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第7条 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を委員会に出席させ、意見を述べさせることができる。

(事務)

第8条 委員会の事務は、教務部学生課において処理する。

(細則)

第9条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

1 この規程は、平成16年4月1日から施行する。

2 第2条第1項第2号の規定により最初に選出された委員の任期は、第3条第1項の規定にかかわらず、2人の委員のうち学長が指名する1人の委員については、平成17年3月31日までとし、他の委員については、平成18年3月31日までとする。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

1 この規程は、平成20年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

2 施行日において、第2条第1項第2号から第5号の規定に基づき選出された委員のうち、概ね半数の者の任期は、第3条第1項の規定にかかわらず1年とする。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

1 この規程は、平成31年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

2 施行日の前日において、改正前の第2条第1項第2号から第5号までに規定する委員の任期は、平成31年3月31日までとする。

3 施行日において、第2条第1項第2号から第5号までの規定により選出された委員のうち、概ね半数の者の任期は、第3条第1項の規定にかかわらず1年とする。

附 則

この規程は、令和元年 1 1 月 2 7 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。